

運輸審議会半年報

平成19年7月～12月

国土交通省運輸審議会

は し が き

平成19年7月から同年12月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

目 次

運輸審議会半年報

平成19年7月～12月

| | | |
|------|--|----|
| I | 今期の活動概要 | 2 |
| II | 運輸審議会審議事案等の処理状況 | 3 |
| 1 | 事案処理状況 | |
| 2 | その他の状況 | |
| III | 答申の概要 | 4 |
| IV | 答申書 | |
| 1 | 鉄 道 | |
| | 平19第4003号 東京都からの軌道の旅客運賃設定認可申請について | 6 |
| 2 | 旅客自動車 | |
| | 平19第5002号 福島交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について | 9 |
| | 平19第5003号 新常磐交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について | 11 |
| 3 | 航 空 | |
| | 平19第9004号 株式会社スターフライヤーからの混雑飛行場運航許可申請について | 13 |
| V | 運輸審議会意見聴取の概要 | 15 |
| VI | 軽微認定事案 | 15 |
| VII | 部会 | 16 |
| VIII | 説明聴取事案 | 17 |
| IX | 委員の構成等 | 18 |

I 今期の活動概要

■ 概況

今期は、運賃関係が、答申3件（鉄道1件、旅客自動車2件）及び軽微認定3件（鉄道2件、旅客自動車1件）、許可等関係が、答申1件（航空1件）であった。

1 運賃関係事案

○ 鉄・軌道事業

10月2日に諮問された東京都からの軌道の旅客運賃設定認可申請（日暮里・舎人線）事案について、同日付けで運輸審議会主宰の申請者意見聴取会を開催することを決定し、同月4日に現地調査を実施し、同月16日審議を行い、同月23日運輸審議会審議室において運輸審議会主宰による申請者意見聴取を実施し、同月25日審議の上、同月30日申請どおり認可することが適当である旨答申した。

東海旅客鉄道㈱及び西日本旅客鉄道㈱からの鉄道の特別急行料金の上限設定認可申請事案について、12月4日、13日に説明を聴取し、同月20日軽微な事案として認定した。

○ 一般乗合旅客自動車運送事業

11月15日に諮問された福島交通㈱及び新常磐交通㈱の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、それぞれ、12月11日審議の上、同月20日申請どおり認可することが適当である旨答申した。

会津乗合自動車㈱の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、12月11日に説明を聴取し、同月20日軽微な事案として認定した。

2 許可等関係事案

○ 一般乗用旅客自動車運送事業

12月6日に諮問された一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定（仙台市）事案について、同日付けで運輸審議会主宰の参考人意見聴取会を開催すること及び運輸審議会委員による現地調査を実施することを決定し、同月11日から12日の2日間委員による現地調査を実施し、同月13日審議を行い、

同月18日運輸審議会審議室において運輸審議会主宰による参考人意見聴取を実施し、同月20日、25日審議を行った。（注1）

○ 定期航空運送事業

7月31日に諮問された㈱スターフライヤーからの関西国際空港に係る混雑飛行場運航許可申請事案について、8月21日審議の上、同月28日許可することが適当である旨答申した。

3 その他事案

○ 鉄・軌道事業

京都市地下鉄（平成17年11月答申）フォローアップについて、7月10日に鉄道局及び京都市から説明を聴取した。

○ 運輸安全関係事案

運輸安全マネジメント評価の実施状況について、7月17日に運輸審議会本審議会にて大臣官房運輸安全監理官から説明を聴取し、10月18日に運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議にて大臣官房運輸安全監理官から説明を聴取した。（注2）

○ 現地調査

10月4日には、東京都からの軌道の旅客運賃の設定認可申請事案の諮問に伴い、日暮里・舎人線について現地調査を行った。（写真）

○ 説明聴取事案

29件の案件について説明を聴取した。

写真



日暮里・舎人線の説明を受ける委員

（注1）同事案については、平成20年1月8日に指定することは適当である旨の答申をしている。

（注2）平成18年8月3日付け答申「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定」事案のフォローアップ

II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成19年7月1日から
平成19年12月31日まで)

1 事案処理状況

| 区 分 | 鉄 道 | 自 動 車 | 航 空 | 運 輸 安 全 | そ の 他 | 計 |
|---|--------|-------------|--------|------------------|-------------|---|
| 答 申 事 案 件 数 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 公 聴 会 開 催 事 案 件 数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 部 会 審 議 事 案 件 数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 軽 微 認 定 事 案 件 数 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 予め定められた軽微事案に関する認定基準に基づいて国土交通大臣が処分し、通知のあった件数 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |

(注) 意見聴取実施事案件数に、平成19年12月18日(火)に実施した「一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定(仙台市)」事案に係る意見聴取は、含んでいない。(答申が平成20年1月8日(火)であったため。)

2 その他の状況

| 区 分 | 鉄 道 | 自 動 車 | 航 空 | 運 輸 安 全 | そ の 他 | 計 |
|-------------------------|--------|-------------|--------|------------------|-------------|----|
| 過去の答申に対してフォローアップを実施した件数 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 |
| 説 明 聴 取 件 数 | 4 | 7 | 4 | 0 | 14 | 29 |
| 現 地 調 査 件 数 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

Ⅲ 答申の概要

今期は、鉄道関係 1 件、旅客自動車関係 2 件及び航空関係 1 件の合計 4 件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

1 東京都からの軌道の旅客運賃設定認可申請事案

申請者である東京都は、日暮里・舎人線（日暮里～見沼代親水公園（9.7キロメートル））の軌道について、東京都地下鉄建設株式会社から平成19年10月1日に軌道事業の譲渡許可を受け、平成20年3月30日から運輸営業を開始できる見込みとなったので、軌道の旅客運賃の設定（初乗運賃を160円に設定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年10月2日に諮問を受け、当審議会は申請者意見聴取会を開催し、慎重に審議した結果、同年10月30日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

2 福島交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である福島交通株式会社は、福島市、郡山市他を営業エリアとしているが、輸送需要の減少等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、平成9年6月1日から実施している現行運賃を改定し、収支の改善を図ろうとして、一般乗合旅客の上限運賃の変更（対キロ区間制運賃の基準賃率43円80銭を47円30銭に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年11月15日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年12月20日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

3 新常磐交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である新常磐交通株式会社は、いわき市、南相馬市他を営業エリアとしているが、輸送需要の減少等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、平成9年6月1日から実施している現行運賃を改定し、収支の改善を図ろうとして、一般

乗合旅客の上限運賃の変更（対キロ区間制運賃の基準賃率41円20銭を43円90銭に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年11月15日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年12月20日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

4 株式会社スターフライヤーからの混雑飛行場（関西国際空港）運航許可申請事案

申請者である株式会社スターフライヤーは、東京国際空港の発着枠の見直しによる増枠を踏まえて関西（関西国際空港）～東京（東京国際空港）との間で1日4往復の運航をしようとして本件申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成19年7月31日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が関西国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまってより一層の多頻度運航と競争の促進を図り、国際線との乗り継ぎ利便を含む利用者利便の向上に資するものであること等、当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年8月28日に関西国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。

IV 答申書

1 鉄 道

○国土交通省告示第1473号（11月8日）

国 運 審 第 1 1 号

平成19年10月30日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

東京都からの軌道の旅客運賃設定認可申請について

平 1 9 第 4 0 0 3 号

平成19年10月2日付け国鉄業第23号をもって諮問された上記の事案については、平成19年10月23日東京都において申請者の意見聴取を行ったほか、諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

東京都の申請に係る軌道の旅客運賃の設定については、次の額を上限として認可することが適当である。

1 普通旅客運賃

| | |
|----------------------|------|
| 2キロメートルまで | 160円 |
| 2キロメートルを超え4キロメートルまで | 220円 |
| 4キロメートルを超え7キロメートルまで | 270円 |
| 7キロメートルを超え10キロメートルまで | 320円 |

2 定期旅客運賃（1か月）

（1）通勤定期

| | |
|----------------------|---------|
| 1キロメートルまで | 6,240円 |
| 1キロメートルを超え2キロメートルまで | 7,410円 |
| 2キロメートルを超え3キロメートルまで | 8,580円 |
| 3キロメートルを超え4キロメートルまで | 9,750円 |
| 4キロメートルを超え5キロメートルまで | 10,530円 |
| 5キロメートルを超え6キロメートルまで | 11,310円 |
| 6キロメートルを超え7キロメートルまで | 12,090円 |
| 7キロメートルを超え8キロメートルまで | 12,480円 |
| 8キロメートルを超え9キロメートルまで | 12,870円 |
| 9キロメートルを超え10キロメートルまで | 13,260円 |

（2）通学定期

| | |
|---------------------|--------|
| 1キロメートルまで | 2,880円 |
| 1キロメートルを超え2キロメートルまで | 3,420円 |
| 2キロメートルを超え3キロメートルまで | 3,960円 |
| 3キロメートルを超え4キロメートルまで | 4,500円 |
| 4キロメートルを超え5キロメートルまで | 4,860円 |
| 5キロメートルを超え6キロメートルまで | 5,220円 |
| 6キロメートルを超え7キロメートルまで | 5,580円 |
| 7キロメートルを超え8キロメートルまで | 5,760円 |

| | |
|----------------------|---------|
| 8キロメートルを超え9キロメートルまで | 5, 940円 |
| 9キロメートルを超え10キロメートルまで | 6, 120円 |

理 由

申請者は、東京都地下鉄建設株式会社が平成7年12月28日に特許を受けた日暮里～見沼代親水公園間（9.7キロメートル）の軌道について、平成19年10月1日に軌道法に基づく軌道事業譲渡許可を受け、平成20年3月30日から運輸営業が開始できる見込みとなったので、軌道の旅客運賃を設定しようとして、この申請に及んだものである。

当審議会に提出された資料、所管局及び申請者から聴取した説明等に基づいて検討した結果、平年度である平成20年度から平成22年度までの3年間の運賃算定の基礎となるべき適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）及びこれに基づく収支状況の見通しは、次のとおりである。

沿線人口等を考慮して推定した輸送需要について主文のとおり運賃を適用した場合の総収入は9,014百万円、総括原価は12,820百万円と推定されるので、差引き3,806百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

このように、申請者の当該事業については、多額の資本費を要するとともに、開業当初は十分な輸送需要を期待できないため、収支の均衡は得られないが、東京都による経営改善のための措置等によって、長期的には収支が均衡すると見込まれる。

以上の諸点を考慮すれば、この申請について、軌道法の規定に基づき、主文のとおり認可することが適当である。

2 旅客自動車

○国土交通省告示第2号（平成20年1月7日）

国 運 審 第 1 7 号
平成19年12月20日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

福島交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平19第5002号

平成19年11月15日付け国自旅第187号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

福島交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率47円30銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.8倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.7倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、170円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年6月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請に及んだものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討を行った結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価に基づく平年度である平成20年度の収支状況は、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は3,331百万円、適正利潤を加えた運送原価は3,525百万円と推定され、差引き194百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は3,496百万円となり、差引き29百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。

国 運 審 第 2 0 号

平成19年12月20日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

運輸審議会会長 榑 誠

答 申 書

新常磐交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平19第5003号

平成19年11月15日付け国自旅第187号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

新常磐交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率43円90銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.8倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.7倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、170円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年6月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請に及んだものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討を行った結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価に基づく平年度である平成20年度の収支状況は、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は1,040百万円、適正利潤を加えた運送原価は1,140百万円と推定され、差引き100百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は1,083百万円となり、差引き57百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。

3 航 空

○国土交通省告示第1172号（9月6日）

国 運 審 第 6 号
平成19年8月28日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

株式会社スターフライヤーからの混雑飛行場運航
許可申請について

平19第9004号

平成19年7月31日付け国空事第256号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

株式会社スターフライヤーの申請に係る混雑飛行場（関西国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、東京国際空港の発着枠の見直しによる増枠を踏まえて関西（関西国際空港）～東京（東京国際空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請に及んだものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成19年9月14日からエアバス式A320-214型機を使用し、1日4往復の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数について30回と定めるなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、関西国際空港における航空機整備等の所要時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまってより一層の多頻度運航と競争の促進を図り、これにより関西国際空港における国際線との乗り継ぎ利便を含む利用者利便の向上に資するものであること等を勘案すると、本件申請は、関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

V 運輸審議会意見聴取の概要

○軌道の旅客運賃設定認可

| 開催月日 | 開催場所 | 主 宰 | 出席者氏名及び職名 | 備 考 |
|--------|--------------|-------|----------------|-----|
| 10月23日 | 運輸審議会 審議室 | 運輸審議会 | 谷川 健次 東京都副知事 他 | 申請者 |

○一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定

| 開催月日 | 開催場所 | 主 宰 | 出席者氏名及び職名 | 備 考 |
|--------|--------------|-------|-------------------------------|-----|
| 12月18日 | 運輸審議会 審議室 | 運輸審議会 | 徳永 幸之 東北大学大学院 情報科学研究科准教授 | 参考人 |
| | | | 鈴木 紳一 河北新報社報道部副部長 兼論説委員会委員 | 参考人 |

VI 軽微認定事案

○鉄道の特別急行料金の上限設定認可

| 認定月日 | 申請者 | 事案の内容 |
|--------|---------------------------|---|
| 12月20日 | 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 | 東海道新幹線・山陽新幹線停車駅新規設定（西明石駅）に伴う特別急行料金の上限設定 |

○一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

| 認定月日 | 申請者 | 事案の内容 |
|--------|-------------|--|
| 12月20日 | 会津乗合自動車株式会社 | 現行の基準賃率45円30銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）を、基準賃率48円50銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）に変更 |

Ⅶ 部会

○運輸安全確保部会

| 審議月日 | 事 案 の 内 容 | 開催場所 |
|--------|------------------------|----------------------|
| 10月18日 | 運輸安全マネジメント評価実施状況報告について | 国土交通省 3号館8階 国際会議室 |

- (備考) 1. 平成18年8月3日付け答申「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定」事案のフォローアップ
2. 運輸審議会本審議会・運輸安全確保部会合同会議として開催

Ⅷ 説明聴取事案

| 月 日 | 事 案 名 | 説 明 部 局 等 |
|--------|--------------------------------------|------------------------|
| 7月3日 | 自動車事故被害者対策について | 自動車交通局 |
| 7月5日 | 空港周辺環境対策について | 航空局 |
| 7月12日 | 航空・空港利用促進事業について | 航空局 |
| 7月19日 | 平成19年版海事レポートについて | 海事局 |
| 7月24日 | 大手民鉄16社の平成18年度決算概要について | 鉄道局 |
| 7月26日 | 平成19年版交通安全白書について | 総合政策局 |
| 8月2日 | 国内主要航空会社の平成18年度決算概要等について | 航空局 |
| 8月7日 | 平成18年度観光白書及び観光立国推進基本計画について | 総合政策局 |
| 8月23日 | これからの重点政策(次の世代に引き継ぐ国土づくり・くらしづくり)について | 総合政策局 |
| 8月30日 | G8ハイリゲンダム・サミットと運輸関係事項について | 総合政策局 |
| 9月4日 | 「JR福知山線脱線事故調査報告書」について | 航空・鉄道事故調査委員会事務局 |
| 9月6日 | 国土交通月例経済(平成19年7月・8月)について | 総合政策局 |
| 9月11日 | JR7社の平成18年度決算及び平成19年度事業計画について | 鉄道局 |
| 9月13日 | 平成18年度乗合バス事業の収支状況について | 自動車交通局 |
| 9月18日 | 地域公共交通の活性化及び再生について | 総合政策局 |
| 9月20日 | 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要について | 鉄道局 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |
| 9月25日 | タクシー運賃の改定状況及び緊急調整地域の検討状況について | 自動車交通局 |
| 9月27日 | 港湾法の一部改正について | 港湾局 |
| 9月27日 | 軽微な事案に関する認定基準等の一部改正について | 運輸審議会事務局 |
| 10月9日 | 内航海運の現状について | 海事局 |
| 10月11日 | 航空輸送の安全にかかわる情報について | 航空局 |
| 11月1日 | 緊急調整措置について | 自動車交通局 |
| 11月6日 | 国土交通月例経済(平成19年9月・10月)について | 総合政策局 |
| 11月8日 | 平成18年度基準コストの算定及びICカード乗車券に係る最近の情勢について | 鉄道局 |
| 11月13日 | タクシーの運賃改定状況等について | 自動車交通局 |
| 11月20日 | 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)に係る緊急調整地域の指定等について | 自動車交通局 |
| 11月22日 | 港湾をめぐる最近の動向について | 港湾局 |
| 11月27日 | 行政不服審査制度の改正について | 運輸審議会事務局 |
| 11月29日 | 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)に係る緊急調整地域の指定等について | 自動車交通局 |

Ⅸ 委員の構成等

○委員

平成19年12月31日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

| 区 分 | 氏 名 |
|-----------------|--------|
| 運輸審議会会長 | 榊 誠 |
| 会長の職務を代理する常勤の委員 | 竹田 正興 |
| 運輸審議会委員(非常勤) | 廻 洋子 |
| 運輸審議会委員(非常勤) | 保田 眞紀子 |
| 運輸審議会委員 | 大屋 則之 |

(備考)

1. 委員の再任

廻 洋子 委員(平成19年11月14日付け)

大屋 則之 委員(平成19年11月20日付け)

2. 運輸審議会会長及び会長の職務を代理する常勤の委員が、平成19年11月20日付けで再任された。

○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成19年12月31日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

| 区 分 | 氏 名 |
|---------------|-------|
| 運輸安全確保部会部会長 | 竹田 正興 |
| 部会長の職務を代理する委員 | 大屋 則之 |
| 委 員 | 榊 誠 |
| 専 門 委 員 | 河内 啓二 |
| 専 門 委 員 | 酒井 一博 |
| 専 門 委 員 | 高 巖 |
| 専 門 委 員 | 中條 武志 |
| 専 門 委 員 | 芳賀 繁 |
| 専 門 委 員 | 村山 義夫 |

(備考) 11月20日付けで、運輸安全確保部会に属する委員として榊誠委員が指名された。

11月20日付けで、竹田正興委員が部会長に再任され、部会長の指名により大屋則之委員が部会長代理に選任された。

○審理官

平成19年12月31日現在の審理官は、次のとおりである。

| 官 職 及 び 職 務 | 氏 名 |
|-----------------------|-------|
| 首席審理官(統括) | 伊藤 松博 |
| 審理官(航空、自動車、運輸安全) | 河野 正文 |
| 審理官(鉄道・軌道、海運、港湾、港湾運送) | 林田 拓人 |

